

「山形県農林水産物・食品輸出促進シンボルマーク」 をご活用ください

一般社団法人山形県国際経済振興機構では、「山形県農林水産物・食品輸出促進シンボルマーク」の利用促進を行っております。このシンボルマークは海外へ山形県産の農林水産物及び加工食品をPRするとともに、県産ブランドの向上を目的としております。ぜひ、農林水産物・加工食品のPRや広報用としてご活用ください。



◆◆ ご利用いただける例 ◆◆

【1】農林水産物や加工食品のラベル、包装する箱などにシンボルマークを貼付して利用する

- 海外へ山形県内で生産された農林水産物を輸出する場合
- 海外へ山形県内の事業所が製造、出荷又は販売した加工食品（県産農林水産物を原材料の全部又は一部に使用しているもの）を輸出する場合

【2】広報用にシンボルマークを利用する

- 山形県産食品のPRを含むイベント・物産市など
- 商品の全部又は一部に山形県産食品を扱う店舗のチラシ、パンフレットなど

【使用許可申請・届出について】

「山形県農林水産物・食品輸出促進シンボルマーク管理要領」に基づき、当機構あてに使用許可申請または使用届出が必要です。詳しくは、当機構ホームページ（<https://www.yamagata-export.jp>）をご確認ください。

【お問い合わせ先】

一般社団法人山形県国際経済振興機構

TEL : 023-687-1127 FAX : 023-687-1129 E-mail : y-es@y-es.or.jp

